

議案第 16 号

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

令和6年10月1日から子ども医療費の支給対象を高校生まで拡大し、3歳以上の自己負担額をそれぞれ変更することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第403号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のように加える。

ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、乳幼児、第2条第3号ア及び同号イを除く。）

第4条第1項ただし書中「、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び児童にあつては」を削り、「次の各号に規定する額」を「第2条第3号イにある者の通院は、1月につき1,200円（ただし、自己負担額が1,200円に満たない額の場合は、当該額とする。）、同号ウにある者の通院は、1月につき1,600円（ただし、自己負担額が1,600円に満たない額の場合は、当該額とする。）」に改め、同項各号を削る。

第6条第2項中「又は太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けているとき」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日前においても、改正後の太宰府市子ども医療費の支給に関する条例に規定する子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、同日前の療養に係る医

療費の支給については、なお従前の例による。